

鴨川等における府民協働の推進について

▶ 背景

改正河川法の施行（平成25年7月）

近年、川に関する多種多様な活動を行っている民間団体が増加しているが、これまで制度上の位置づけがなかった



民間による河川環境保全等の活動の促進を図るため、河川法の改正により、河川協力団体が明確に位置付けられた

<改正内容>

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体（NPO等）を河川協力団体として指定できる
- 河川協力団体の活動上必要な河川法の許可等の簡素化 等

▶ 鴨川等での現状

① 維持管理

鴨川・高野川において、日常の維持管理は委託業者が実施している。

※ 半木の道の紅枝垂れ桜の維持管理（灌水、施肥等）については、樹木の寄附者である「京都鴨川ライオンズクラブ」が参画

② 河川美化活動（啓発、清掃活動等）

「鴨川を美しくする会」をはじめとする環境美化団体による各種啓発活動、清掃活動等が行われている。

※ 府は、収集ゴミの運搬処理等について支援

③ 自然環境保全活動（環境学習、自然観察会等）

「日本野鳥の会」をはじめとする環境保護団体による探鳥会や自然観察会が実施されている。

▶ 課題・方向性

① 現在、鴨川等の維持管理は行政主体で行っているが、今後は地域住民が参画しやすいような仕組みを導入することも検討が必要。

②・③ 幅広い区域で様々な団体による活動が行われているが、鴨川がより府民に親しまれるものとなるよう、府民協働の推進の理念のもと、より幅広い層の参加が求められる。→ 各団体のネットワーク・情報共有の強化や活動支援の強化を検討

<参考> 府内の事例

- 山城うるおい水辺パートナーシップ事業
- 南丹ふるさとの川愛護事業
- たんご地域に愛される川づくり事業

【事業への参加】

・府、地元市町、参加団体による事業協働協定等の締結

【支援の内容】

- ・清掃用具の貸与、ボランティア保険への加入
- ・地元市町による廃棄物の処分
- ・府ホームページでの活動紹介
- ・登録団体の交流会の開催
- ・現地での看板設置 等